

様式2

生産行程管理業務規程

令和6年3月29日

1 作成者

住所（フリガナ）：（〒739-2208）

広島県東広島市河内町入野 11631 番 13 号

JA 広島果実連株式会社内

（ヒロシマケンヒガシヒロシマシコウチチョウニューノ11631バン13ゴウ ジェイエーヒロシマカジツレンカブシキガイシャナイ）

名称（フリガナ）：瀬戸内レモン協議会（セトウチレモンキョウギカイ）

代表者（管理人）の氏名及び役職：会長 原 泰永

ウェブサイトのアドレス：－

2 農林水産物等の区分

区分名：第1類 農産物類

区分に属する農林水産物等：果実類（レモン）

3 農林水産物等の名称

名称（フリガナ）：瀬戸内レモン（セトウチレモン）、Setouchi Remon、Setouchi Lemon

4 明細書の変更

瀬戸内レモン協議会（以下「協議会」という。）は、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（以下「法」という。）第16条第1項の変更の登録を受けたときは、当該変更の登録に係る明細書の変更を行うものとする。

5 明細書適合性の確保のために必要な措置

（1）構成員への周知・指導等

協議会は、構成員たる生産業者（以下「生産業者」という。）に対し「瀬戸内レモン」の明細書に記載された生産地及び生産の方法の遵守のために必要な以下の手順について周知し、必要に応じて指導する。なお、詳細は「瀬戸内レモン協議会 生産行程管理マニュアル」に定める。

ア. 生産行程管理に係る提出物

- ① 産地規格：入会時に協議会事務局（以下「事務局」という。）へ報告する。
- ② 組織概要：毎年、年度初めに事務局へ報告する。
- ③ 栽培暦：毎年、年度初めに事務局へ報告する。
- ④ 栽培履歴：毎年、出荷開始期に事務局へ報告する。
- ⑤ 出荷実績：毎年、出荷終了時に事務局へ報告する。

イ. 報告並びに確認手順

① JA 系統組織出荷者は、a. 生産業者、b. 地域 JA、c. 県域 JA、d. 事務局の順に報告する。なお、JA 系統組織以外へ出荷する部分については、下記②のとおりとする。

② JA 系統外出荷の法人および個人の生産業者は、事務局へ直接報告する。

(2) 手順の妥当性を見直す機会

協議会は、上記(1)のア及びイの手順について、年1回以上その妥当性を検証する。

6 明細書適合性の指導

協議会は、生産業者が明細書に記載された生産地及び生産の方法を遵守していないことを確認した場合、当該生産業者に対して警告を発し、期限を設け是正を求める。

なお、期限までには是正措置を講じない者は、強制的に退会とし会員の地位を失い、当該生産業者の生産した「レモン」について、地理的表示である「瀬戸内レモン」の名称を使用しての出荷を禁止する。

7 地理的表示等の適切な使用の確保のために必要な措置

協議会は、上記5(1)の周知の際に、地理的表示である「瀬戸内レモン」及びGIマーク（以下「地理的表示等」という。）の使用に係る以下の内容についても周知する。

- (1) 明細書に記載された生産地及び生産の方法に基づいて生産された「レモン」にのみ、地理的表示等が使用可能であること。
- (2) GI マークを使用する場合は、地理的表示である「瀬戸内レモン」と併せて使用すること。
- (3) GI マークは、法施行規則で定められた規定に基づいたデザインとすること。

8 地理的表示等の違反使用が判明したときの指導

協議会は、生産業者による地理的表示等の違反使用を確認した場合、当該生産業者に対して警告を発し、是正を求める。

なお、警告を受けたにもかかわらずこれに従わない場合、協議会は当該生産業者の生産した「レモン」について、地理的表示等の使用を禁止する。

9 重大な違反が判明した場合の報告

協議会は、上記6及び8に関して、「瀬戸内レモン」に係る需要者の信頼を著しく損なう又はそのおそれがある重大な違反が判明した場合は、特定農林水産物等審査要領の別紙報告書により速やかに農林水産大臣に報告する。

10 資料の保存

協議会及び生産業者は、次の資料をその作成日又は取得日から5年間保存するものとする。

- (1) 上記5における「瀬戸内レモン」に係る生産地及び生産の方法の遵守に必要な手順の実施結果が確認できる資料

- (2) 明細書に適合した生産が行われていないこと又は地理的表示等が適切に使用されていないことが判明した場合
- ア その事実を裏付ける資料
 - イ その事実が判明するに至った経緯及び協議会が行った指導等に係る資料

11 連絡先

